

平成26年8月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成26年(第5号) 損害賠償請求控訴事件 (原審・広島簡易裁判所平成25
年(第94号))

口頭弁論終結の日 平成26年6月30日

判

(開鎖登記簿上の本店所在地) 東京都新宿区歌舞伎町2-25-8-430

(送達先)

控訴人 株式会社トリブルエックス
同代表者代表清算人 山崎和哉

被控訴人

同訴訟代理人弁護士 中村健太
主文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

(1) 本件は、控訴人が運営する有料のいわゆる出会い系サイトを利用していた被控訴人が、同サイトにおいて、サクラを使つた控訴人に欺罔され、そのためサイト利用料等で総額143万1630円(振込金額合計129万4070円、振込手数料合計7560円、弁護士費用相当額13万円)の損害を被つたと主張して、控訴人に対し、不法行為に基づき、そのうちの

一部である70万円及びこれに対する被控訴人が最後に控訴人の口座に金員を振り込んだ日である平成22年6月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
(2) 原審は、控訴人の被控訴人に対する不法行為を認定して、被控訴人の請求をすべて認容した。これに対し、控訴人が、原判決を不服として控訴した。

2 前掲事実(当事者間に争いがないか又は弁論の全趣旨及び後掲の証拠により容易に認定できる事実)
(1) 控訴人は、平成22年6月頃、いわゆる出会い系サイトである「P R E M I U M-プレミアム」という名称のウェブサイト(以下「本件サイト」という。)を運営していた。なお、本件サイトは、メールの送受信にポイント課金がされる有料サイトである。

(2) 被控訴人は、本件サイトを利用するためのポイント料として、平成22年6月5日から同月24日までの間に合計129万4070円を被控訴人の口座に振り込み、またその振込手数料として合計7560円を支払った。

3 爭点及び争点に関する当事者の主張
(1) 控訴人が被控訴人を欺罔したか
【被控訴人の主張】
控訴人は、被控訴人に対し、「翔@JのA所属」(以下「翔」という。)、「Jチーフマネージャー」を名乗る「雨宮」(以下「雨宮」という。)、「J委託の振込業者」を名乗る「坂庭誠一郎」(以下「坂庭」といい、翔、雨宮及び坂庭を併せて「本件各相手方」という。)らの名称で、翔のメールの相手をしてくれば、翔と直接連絡を取ることができ連絡先を教える、それとは別に500万円の謝礼をする、とのメールを送信し、その旨誤信した被控訴人をして、上記名称を用いた者らと間でメールを繰りかせるととも

に、本件サイトを利用するためのポイント料として控訴人の口座に現金を振り込ませ、もつて被控訴人から金員を骗取したものであつて、これが詐欺に当たることは明らかである。

【控訴人の主張】

控訴人が被控訴人を騙したことではない。メールを続けたのは被控訴人の意思によるものであり、本件サイト側からメールのやりとりを統けさせたことはない。

(2) 被控訴人の損害額

【被控訴人の主張】

被控訴人は、控訴人の欺罔行為の結果、本件各相手方とのメールのやりとりを続けるためのポイント料として控訴人の口座に合計129万4070円を振込み、またその振込手数料として合計7560円を支出して合計130万1630円の損害を被つた。さらにその損害賠償請求のため本件訴訟を提起し、弁護士費用相当額13万元の損害を被つた。

【控訴人の主張】

被控訴人が支払った金銭はすべて被控訴人が本件サイトで使用した正確のポイント購入代金であるから、被控訴人に損害は生じていない。

第3 当裁判所の判断

1 爭点(1) (控訴人が被控訴人を欺罔したか)について

(1) 後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 平成22年5月頃、被控訴人の携帯電話に無料ゲームサイトのG.R.E.D.を通じて友達申請がきたため、被控訴人がその申請を許可したところ、その相手から、要旨、私は「匿名希望」という人物のマネージャーであるが、「匿名希望」が被控訴人になら悩みを相談できそうである、被控訴人と友達になりたいと言つたので連絡を取つた、このことは「匿名希望」の所属する事務所に露見してはならないため、私たちがいる別

ウ 本件各相手方からは、要旨、次の(ア)ないし(ウ)の内容のメールが被控訴

のサイトで連絡を取り合いたい、という内容のメールが届き、そのメールにはエリクスというウェブサイトのURLが記載されていた。
被控訴人がそのエリクスというウェブサイトに登録すると、上記のマネージャーと名乗る人物や、「匿名希望」と名乗る人物（後に「中丸一Yuccchi一」と名乗るようになった）から、「匿名希望」の支えになって欲しいと言わされたため、その「匿名希望」の様々な質問に答えるなどのメールのやりとりを始めた。そして、同ウェブサイトに登録して1日目に「¥5,000」という表示がされ、振込を行わないとメールの閲覧及び返信ができない、24時間以内に振込が行われない場合は同ウェブサイトの運営者が被控訴人を調査する旨の内容が記載された画面が表示されたため、被控訴人は、最初の5000円を支払つたが、その後も金銭の支払を要求されるようになり、1週間後に同ウェブサイトの退会届を提出した。（以上につき、甲1、被控訴人本人）

イ 平成22年6月頃、被控訴人が登録したことのない本件サイトを通じて、雨宮及び坂庭から、翔のメールの相手をしてくれるのであれば、翔の直接の連絡先を教える、またそれとは別に謝礼金500万円の振込を行う、との内容のメールが届いた。本件サイトにおいてメールの送受信をするためには控訴人に対してポイント料を支払わなければならないが、被控訴人は、謝礼金がもらえれば、控訴人に対して支払った金銭も戻つくると思い、平成22年6月5日に3万0240円を控訴人の口座に振り込んで支払つたことを最初として、その後、以下、ウ、エの経緯で原判決別紙損害一覧の「年」「月」「日」「匿名希望」「振込金額」の各欄記載のとおり、同月24日までに合計129万4070円を控訴人の口座に次々に振り込んで支払つた。（以上につき、甲1ないし甲3、被控訴人本人）

でしょうか?」、「今から『30分以内』に1通頂くだけで『6／25付』の入金が可能です!」、といった被控訴人に本件サイトを通じてメールを送信するよう要求する内容のメールが大量に送信された。

翔からのメール
(ア) 運営として連絡先の交換を希望する。悩みや意見を聞いて欲しい。
番組の収録や生放送番組の仕事の話からプライベートのことまで、それに対しての意見や感想を聞かせて欲しい。

(イ) 雨宮からのメール
翔と被控訴人が、直接の連絡先を交換してよいとの許可を上層部にもらうため、被控訴人がどういう人間なのか、翔を支える器なのか、支えたいという気持ちがどれだけ強いのか教えて欲しい。
(ウ) 坂庭からのメール
雨宮から謝礼金500万円の振込の委託を受けている。被控訴人の口座情報を教えて欲しい。ネットバンクからの振込になるので、被控訴人の協力が必要である。(以上につき、甲1、甲7、被控訴人本人)
工 平成22年6月15日頃からは、雨宮や坂庭から被控訴人に対し、もうすぐ連絡先を移動できます、500万円送金完了です、という内容のメールが多回送信されようになつた。

被控訴人は、翔と連絡先を交換できることや謝礼金が支払われるこ^トを信じて、控訴人の口座にポイント料として金員を振込みながら本件各相手とのメールのやりとりを継続していたが、翔の連絡先が一向に伝えられず、500万円の入金もされないので、雨宮や坂庭にそれにつけねると、雨宮や坂庭は、被控訴人が協力してくれないから手続が進まず、翔の連絡先の伝達や入金ができない旨返信したり、別の内容のメールを送信したりして被控訴人の質問に答えた。その後、被控訴人のポイントが無くなつたと知った本件各相手からその後、「1通」も連絡出来ないと・・・?」、「何通」なら可能必要があるとは考えられないほどの大量のメールを送受信し、被控訴人

からされた本件提案内容が実現される見込みについての問合せに対しても真摯に回答することもなく、結局、被控訴人に対して翔の連絡先が教えられるごとも、謝礼金が振り込まれることもなかつたというのである。そうすると、本件提案内容が見ず知らずの被控訴人に対するものである。本件各相手方との間でメールの送受信を継続させていたもの（以下、本件各相手方が本件提案内容に関連するメールを被控訴人に対して送信した一連の行為を「本件欺罔行為」という。）と認められる。

次に、被控訴人は、本件提案内容が実現されるものと誤信し、その実現のために本件サイトを通じて本件各相手方との間でメールの送受信を続け、その過程で控訴人の口座にポイント料名目で多額の金員を振り込んでいるのであるから、本件欺罔行為の結果、被控訴人は、ポイント料名目で控訴人に金員を振り込むという支出をしたものと認められる。

そして、本件各相手方は、被控訴人に対し、1日当たり60通を超えるメールを送信し、これに返信するよう執拗に要求しているところ、本件提案内容を実現するためには大盤のメールをやりとりする必要があることは到底考へられないから、本件各相手方の行為は、いざれも被控訴人にできるだけ多くのメールを送受信させてポイントを消費させ、もつて控訴人に対してポイント料名目で高額の金員を支払わせることにその目的があると推認される。また、仮に本件各相手方が被控訴人と同じく本件サイトの一般の利用者であるなら、本件各相手方も控訴人に対してポイント料を支払わなければならぬ関係にあるはずであるが、それにもかかわらず本件各相手方が内容的には繰り返しどなるメールをあえて大量に送信しているのであるから、本件各相手方が控訴人

の利益を意図して行動している事実をも考慮すると、本件各相手方に本件サイトの利用料の負担がもともとなないことか推認される。これに加えて、被控訴人との問題の後のこととはいえたが、控訴人の代表者である山崎の自宅からは、本件サイトとは別のサイトではあるが、控訴人と関連すると考えられる会社が運営するウェブサイトの利用者のだまし方を記載したマニュアルが発見されていることも併せて考慮すると、被控訴人が本件サイトにおいてメール交換した本件各相手方は、本件サイトの一般的の会員ではなく、控訴人がいわゆるサクラとして組織的に使用している者であるとみるほかはない。

工 以上によれば、控訴人は、本件サイトにおいて、いわゆるサクラを使って、本件提案内容である連絡先の交換や謝礼金の支払をする意思もないのに、それががあるように装った虚偽のメールを送信し、もつて本件提案内容が実現する可能性があると被控訴人を誤信させ、被控訴人をして本件提案内容の実現のため、本件サイトを通じてメールの送受信を多数回繰り返させ、さらには、その送受信に必要となるポイント料名目で多額の金員を被控訴人の口座に振り込ませたものと認められるところ、これは控訴人による組織的な詐欺であるといえ、被控訴人は被控訴人に対する不法行為責任を負うというべきである。

2 爭点(2)（被控訴人の損害額）について
被控訴人は、本件欺罔行為により控訴人の口座に本件サイトのポイント料名目で金員を振り込んで支払っているのであるから、その合計額129万4070円及び振込手数料合計額7560円が被控訴人の損害というべきである。また、本件弁論に現れた一切の事情を考慮するに、本件欺罔行為と相当因果関係のある弁護士費用相当額は、7万円とするのが相当である。
したがって、被控訴人には137万1630円の損害が生じており、控訴人は同額の金員及びこれに対する遅延損害金を支払うべきである。

5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

3 結論

以上によれば、上記の被控訴人に生じた損害額のうちの一部である70万円及びこれに対する被控訴人が最後に控訴人の口座に金員を振り込んだ日である平成22年6月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める被控訴人の請求は、理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、本文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判官

二

森 崎 梢

平成26年8月20日
広島地方裁判所民事第2部

裁判官

一

岡 田 星 恵

裁判所書記官

岡 茂 之

裁判官

吉 田 土 山

裁判官

雅 之 史

これは正本である